

大切なお客様 と キャプス をつなく

きゃぶす便り



2019.8.15発行

第61号

2008年創刊
毎月1万部発行

介護・福祉の文具マーケット CQPS キャプス

●事業所イメージ図

●A4 3つ折りパンフレット

●Tシャツ

●ドア用ネームプレート

◆ キャプスで制作させていただいた印刷物 ◆



vol.02 きゃぶすのわ in 広島

Common株式会社様

キャプスがサポートさせていただいているお客様をご紹介します「きゃぶすのわ」。第2回目は、広島県で居宅、訪問、通所、放課後等児童デイサービス事業などを展開するCommon株式会社様です。

◆事業所・施設の紹介・自慢をお願いいたします！

Common株式会社では病気や障害があっても住み慣れた地域、自宅で利用者様の望む生活ができるよう専門職が計画をし、訪問介護、通所介護、児童デイサービスと連携をとりきめ細やかで柔軟な対応を心がけています。また、子どもと高齢者の交流を特徴とした共生型サービスの提供や、地域へのスペースの提供、カラオケルームの設置等、幅広い年代への地域貢献を心がけています。

◆施設の目指していることを教えてください。

社名の由来である利用者様と共に喜びや楽しみを共有し、

社員が結束してサービスを提供することを継続していきたいと思っています。また利用者様の「～したい」との思いを形にできるよう、オーダーメイドのサービスが提供できる事業所を目指しています。

◆キャプスにひとこと！

具体的ではない要望にも色々な選択肢を提案していただき、迅速な対応でできあがったものはいつもイメージ通りです。他社でありながら、自社であるかのような親切で丁寧な関わりに感謝しています。



Common株式会社 代表取締役 松永 眞樹 様

〒733-0822 広島県広島市西区庚午中4丁目15-35
TEL 082-554-5210 <https://www.common-ltd.com/>



◆キャプス担当者のコメント

オープン当初からご縁を頂いているCommon株式会社様。これまでサービス記録用紙やマグネット、パンフレットなど数多くの印刷物を作成させていただいており、いつもありがとうございます！松永社長をはじめ、すべての職員さんが素敵な笑顔で対応されているのを見て、いつも刺激を頂いています。これからも印刷物や商品を通して、少しでもその笑顔が増えるような提案をさせていただければ幸いです！



コラム
新連載

行政書士がお届けする

かいせい

そうぞくほう

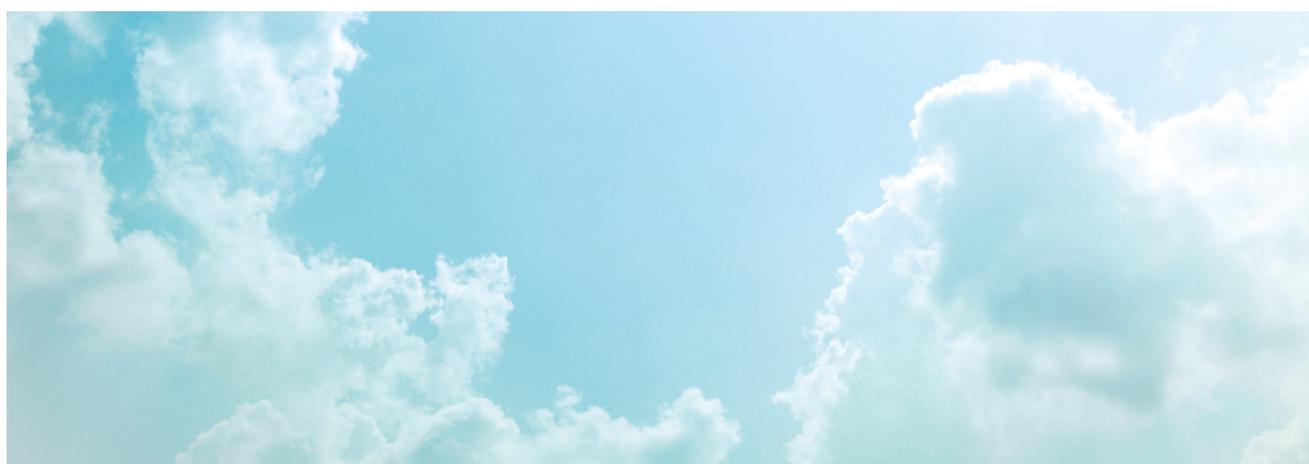
改正 相続法シリーズ



vol.1

特別寄与の制度

日ごろから、高齢の方、障がいをお持ちの方に寄り添い、ケア、サポートにあたられているみなさま、はじめまして。「心をつなぐ、寄り添う終活の総合サポート なな行政書士法人」です。今号から高齢の方に密着した法律情報ははじめ、当法人が終活に取り組む中での話題を中心に、誌面を通じてみなさまとつながりたい、と願いながら書いてまいります。どうぞ、よろしくお付き合いくださいませ。



2019年1月から2020年7月にかけて 相続・遺言に関する法改正が施行されます！

もう ちょうこうれいかしやかい
猛スピードで超高齢化社会へ変化した日本。なのに私たちの生活に密着したルールとなる民法（相続に関する分野）はこの40年間変わりませんでした。ようやく、少しずつ法律が日本の現状に追いつこうとしているようです。

★相続に関するルールが以下のように変わります！

●2019年1月13日 自筆証書遺言の方式緩和

従来は全て手書き → 財産目録はパソコンや登記簿のコピーでも可。

今回はココ!!

●2019年7月1日

特別寄与の制度

義父母を介護した嫁等、相続人でない人で、一定の条件を満たせば相続を受けた人に寄与分を請求できる。

遺留分の金銭請求

最低限の取り分（遺留分）さえ受け取れない相続人が、最低限の取り分（遺留分）を金銭で請求できる。

遺留分算定方法の見直し

遺留分に算定するのは現在の相続財産プラス死亡前の10年前の贈与まで。

預貯金の払戻制度

遺産分割協議ができていない場合でも、各相続人が一定の範囲で預貯金の払戻しを受けられる。

居住用不動産の贈与の優遇

婚姻期間20年以上の夫婦間で贈与した場合は、遺産分割の対象から外されて、配偶者の財産の取り分を増やせる。

●2020年4月1日

配偶者居住権の新設

自宅の価値を居住権（配偶者）と所有権（子どもなど）に分け、配偶者が自宅に住み続けることができる。

法務局で自筆証書遺言を保管

自筆証書遺言の様式を整えて、法務局で保管してもらえば、裁判所の検認が不要になる。



改正 相続法がわかる事例

義父母を介護した私、遺産を分けてもらえますか？

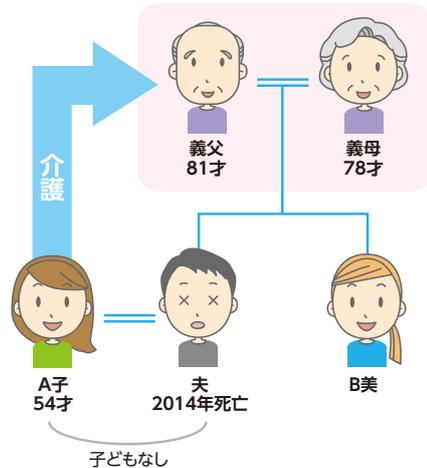
私は夫が5年前に亡くなった後も同じ敷地内に住む義父(81才)、義母(78才)と時々食事を共にして、付かず離れず暮らしていました。もともと義父母は優しい人柄で、夫亡き後も子どものいない私に「ここが良ければ暮らし続けて」と言ってくれていました。

3年前、義父が脳梗塞で倒れ半身不随、リハビリの成果でかなり回復したので退院。義母と二人で介護と家事を分担しながら会社勤めも続けていました。しかし昨年、義母が階段から落ちて左足を骨折し、杖を使う生活に。さらに認知症の症状が出はじめて、義母は食事作りがほとんどできなくなりました。

私は義父母の「老後も家で暮らしたい」という望みを夫の生前から聞いていたので、53才で会社を辞めて介護、家事に専念。義父母には週3回のデイサービスを利用してもらいながら、何とか1年間過ごしてきました。

覚悟していた以上に介護の生活はきつく、無報酬で過ごしている上にいつまでこの状態が続くのかもわからず、自分の生活費も不安になってきました。しかも義父母は「遠方で家庭を築いているB美(夫の妹)は子育て最中で、負担をかけたくない」と常々話していて、義妹の手は借りていません。今後、義父母が亡くなったら財産が全て義妹のものになる、と思うとむなしい気持ちになります。

せめて、私にも義父母への貢献が報われるような可能性があれば、もう少し前向きになれる気がします。



亡くなった夫の父母を介護している
A子さんの場合



A子さんは定年まで7年を残しながら仕事をやめ、義父母の望みをかなえるため生活を一変させました。当初よりお金をもらって介護をするという気持ちはなかったのですが、相続人である夫が生きていて遺産を受け取ればA子さんにも報われるのに、夫が先に亡くなっているために全く遺産を受け取れないのはあまりにも虚しい、というやり場のない気持ちがあり、相談に來られました。

A子さんのように、血のつながりのない家族が介護をする時、「報われないかもしれない」より「いつか報われる」方が、どんなに励みになることでしょう。

A子さんの義父母への貢献が報われる方法は次のように考えられます。

解決方法 義父母に(できれば公正証書で) ① 「遺言書」を書いてもらう

義父母の判断能力がはっきりしている時に、「相続人ではない」A子さんにも遺産の一部を分けてもらえるような遺言書を書いてもらっておくと義父母が亡くなった時に義妹も納得してくれるはずですよ。

解決方法 義父母に ② 生前に贈与してもらう

義父母の判断能力がはっきりしている時に、贈与の契約をします。現金を贈与してもらう方法もありますが、将来のA子さんの住居のことを考えると、住んでいるところの義父名義の土地を分割してA子さんに贈与してもらっておくこともひとつの方法です。

改正 相続法で、解決方法③が!

「遺言(解決方法①)や贈与(解決方法②)なんて、自分の口から言い出せない」というA子さん。

「住んでいる家の将来について専門家のところへ一緒に相談に行きましょう」と義父母に話してみられたら? というアドバイスに、「それなら言えるかも」とニコリ。

言い出せずに悩んでいると、当事者の認知症の進行によっては手続きできなくなる可能性があるため、まずは相続の専門家(弁護士・司法書士・行政書士など)に相談に行くことをおすすめします。



相続法改正後はこんな方法も!!

解決方法

3

遺言もなく、生前贈与もないままに、義父母が亡くなると、「特別の寄与の制度」が使える場合もある

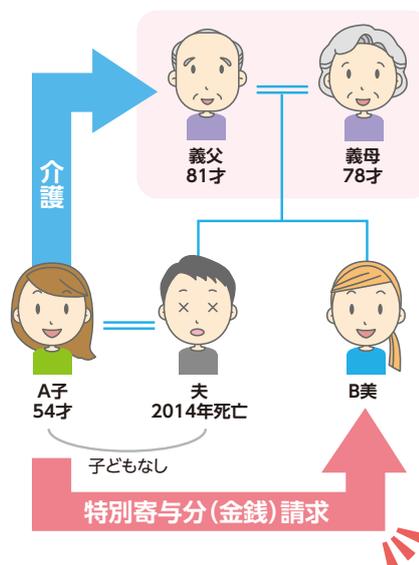
民法の改正前(2019年6月30日まで)は、どんなに義父母に尽くしていても「長男の嫁」A子さんは義父母の「相続人」ではないので、遺産を分けてもらえる制度がありませんでした(改正前の「寄与分」の制度は介護や、家業の手伝いで、親の財産の維持、増加に特別に貢献した「相続人」には、その分を相続時に割り増してもらえ制度でした)。

改正後(2019年7月1日以降)は「寄与分」の制度を「相続人」だけでなく、被相続人(亡くなった人)の「親族=6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族」まで広げて認められるようになりました(「相続人」でない者は、「特別寄与者」と呼ばれます)。A子さんは「3親等内の姻族」なので、義父母の「特別寄与者」として遺産を分けてもらえる可能性が出てきたのです。

ただし、この制度は始まったばかりなので、「特別寄与者」として認められて、その「特別寄与分」がどう算定されるか、具体的な判例がまだありません。改正前の「寄与分」と同じくらいの条件を満たす必要があるといわれています。

具体的には、①無報酬で②介護なら1年以上程度、家業の手伝いなら3年以上程度、③自分の本業の片手間でなく専念する位の負担感(「寄与分」の判例より)、という客観的な条件が揃った人が「特別寄与分」を請求できそうです。

A子さんのケースでは、今の生活だと「特別寄与者」として認められる可能性もあるので義父母の「要介護認定通知書、認定資料、デイサービスなどの利用票、医療機関の領収書」などをまとめておき、「介護日記などの記録」をつけておくと良いでしょう。



なな行政書士法人

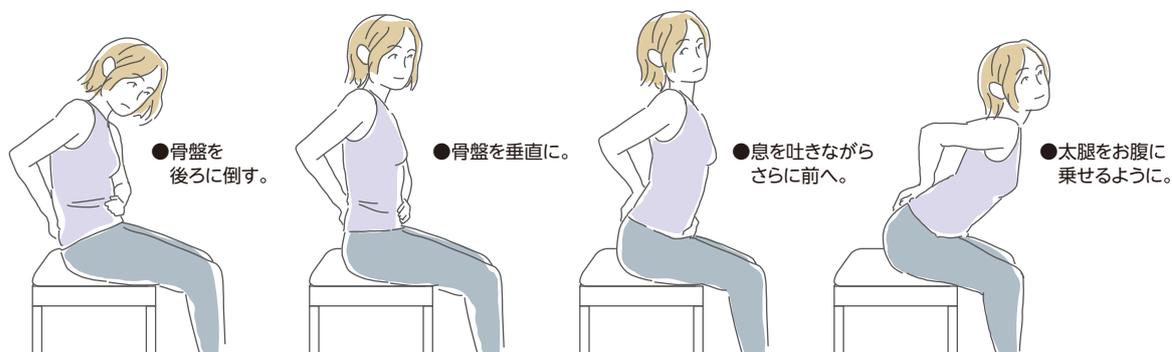
女性スタッフ3人で、シニア世代の終活ゆとりサポートを中心に活動しています。任意後見契約のご相談をはじめ、独居高齢者の支援、障がいを持つ子の親亡きあとの支援など、「心をつなぐ寄り添う終活」を平和都市広島から発信しております。〒732-0828 広島市南区京橋町 9-15-301 TEL 082-262-7701 <http://www.nana-gsh.com>



デスクワークで腰が不自然に固まり、だるくなっている方のためのエクササイズです。まずは骨盤をゆっくり起こすことから始めましょう。1時間に1度の頻度でこのエクササイズをすると腰痛予防にもなります。

デスクでこっそり腰痛予防

- ①イスに座り足を肩幅ほど広げ、脱力して骨盤を後ろに倒す。息を吸いながら骨盤を手のひらで押し上げるようにして、座面に対して垂直になるまでゆっくり起こす。座骨の頂点が座面に立っているかを確認。5回繰り返す。
- ②骨盤を後ろに倒す→垂直→少し前へ倒す。腰に負担がかからない気持ちの良い角度を探す。そこが骨盤のベストポジション。5回繰り返す。
- ③骨盤を後ろに倒す→垂直→少し前→息を吐きながらさらに前方へ。この時、下腹の力を抜き太腿におなかをのせるようにすると倒しやすい。目線は前、背中を丸めないこと。太ももの裏も伸びてそう快に。5回繰り返す。
- ④最後は骨盤を後ろに倒す→垂直→少し前のベストポジションをとって深呼吸。手のひらで背中中の筋肉に触れ柔らかくなっていたら腰がほぐれた証拠。



YOKO METHOD 主宰 斎藤洋子

病弱だった幼少期から大好きなダンスを通して健康になり、身体を動かすことの大切さを実感。モダンダンス、バレエ、ジャズダンスのインストラクターを経て20代から中高年のための無理のないエクササイズに注目し研究を重ね、「やさしいイス体操」を考案。2018年ジャイロキネシス認定トレーナーの資格を取得。

＼ 気になる数字 /

運転中の視野は静止時の50%

視力とちがって、検査される機会もなく、あまり意識されない視野。静止している状態での左右両方の目で見える視野は水平200度程度。これに車の運転といった「動き」が加わると、認知できる視野がぐっと狭まるそうです。時速40kmのときの視野は左右で100度と静止時のなんと半分に。加速するほどその視野は狭まります。緑内障などでも視界の一部が見えなくなることも知られていますね。目の病気は加齢とともに増え進行する傾向があるので注意が必要です。視界の狭まりに気づかず運転を続けると…。カーブをスムーズに曲がれない、車庫入れで塀や壁をこすることが増えた、歩行者や障害物、他の車に注意がいきにくくなったなどの変化があったら病院で視野を確認してみたほうがよさそうです。

旬カメラ

黄色の粒粒で疲労回復

トウモロコシは夏の疲労回復に役立つ食材。野菜といっても実は米科で、糖分やでんぷんを多く含み、体のエネルギー源になります。最初の一頃は「真ん中」がおすすめ。先端や軸元よりも、甘みのバランスが安定しているそうです。トウモロコシは黄色のほかに黄×白のバイカラー、白のほか、まるで宝石のようにカラフルなコーンもあるそうです。SNS映えしそうですね。



山田 奈穂

<http://naho2010.blog103.fc2.com/>



新拠点

「大阪オフィス」開設

2019年4月より、WeWork大阪なんばスカイオというシェアオフィスにキャプスの拠点ができました。常駐ではありませんが、セミナーの開催や商品説明会、商談など、より多くのお客様と直接お会いさせていただける場として活用していきたいと思っております。



オープン コペルプラス古江教室

2019年4月より、キャプスの母体であるタニシ企画印刷の新規事業として、広島市西区に「児童発達支援スクール コペルプラス古江教室」をスタートいたしました。

〒733-0822 広島市西区庚午中3丁目5-15 ビオラ庚午 102
TEL 082-507-2011
<https://copelplus.copel.co.jp/schoollist/furue.html>



はじめました

Instagram



×



tanishi_caps

キャプススタッフの
つぶやき

わたしの好きなアイス
トップ3



①スーパーカップ超
パニラ②Mow Vanil
la③クワリッシュ(パ
ニラ)



①ピノ
②ハーゲンダッツ
③雪見だいふく



①バビコ(チョココー
ヒー)②チョコモナカ
ジャンボ③ジャイアント
コーン(クッキー&チョコ)



①爽快アイス(三ツ矢
サイダー味)②白くま
(棒)③アイスの実(カ
フェオレ)



①バビコ(チョココー
ヒー)②ロッテ爽(チョコ
ココア)③バビコ
(白桃のスムージー)



①雪見だいふく
②ピノ
③ガッツとみかん



①パナップ(いちご)②
スーパーカップ(チョコミ
ント)③ジャイアントコー
ン(クッキークリーム)



①ほうじ茶ソフト(茶
匠茶屋)②しょうゆソ
フト(川中醤油)③ハー
ゲンダッツ(抹茶)



①ジャイアントコーン(チョコ
ナッツ)②サティワン
(ナッツ・トゥーユー)③ア
イスの実(カフェオレ)



①パティーナ②サー
ティワン(ストロベリー
チーズケーキ)③雪見
だいふく



①やわもち②ハーゲ
ンダッツ(ナッツ)③
サティワン(キャラメ
ルリボン)



①パルム②スーパー
カップsweets③セブ
ンイレブンのアイス



①白くま
②ホームランバー
③パパヘラアイス



①チョコミント(明
治)②ハーゲンダ
ッツ(抹茶)③パルム

きゃぶす便利定期購読について

「きゃぶす便利定期購読希望」と明記の上、お届け先の「郵便番号」、「住所」、「事業所名(ご氏名)」を記入しメールアドレス、またはフリーダイヤルFAX宛てにお送りください。無料でお届けします。

●フリーダイヤルFAX 0120-47-1704 ●メールアドレス caps-shop@tanishi.co.jp

キャプス 株式会社 タニシ企画印刷 〒730-0845 広島市中区舟入川口町 4-2
☎ Tel 0120-74-7675 Fax 0120-47-1704 <https://www.caps-shop.jp>

介護・福祉の文具マーケット

CAPS